

第九条 船長(船主)は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十條 船長は、船員及び客の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十一條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十二條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十三條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十四條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十五條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十六條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十七條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十八條 船長は、航行の安全を第一とし、航行の

期に於ては、

第十四条 船員及職務権限

第七条

本条に於て、役員は、

一、船長

二、船員

三、船主

四、船客

五、船荷役員

六、船医

七、船主

八、船客

九、船荷役員

十、船医

十一、船主

十二、船客

十三、船荷役員

十四、船医

十五、船主

十六、船客

十七、船荷役員

十八、船医

十九、船主

二十、船客